



海外（英国、南アフリカ共和国、アイルランド、イスラエル、ブラジル、アラブ首長国連邦、イタリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スロバキア、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、フランス、ベルギーを除く）から日本に帰国/入国される皆様へ
（検査証明書の提出等について）

○ 海外から日本に帰国/入国される方は、**出国前72時間以内の検査証明書を提出しなければなりません。**

① **検査証明書の提出**

- ・ 出国前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、医療機関又は検査機関から「陰性」を証明する検査証明書を取得し、入国時に検疫官に提出してください。

② **空港での検査等**

- ・ 空港で検査を受けていただき、結果が陰性と判定された場合は、入国後14日間は自宅等で待機していただくとともに、公共交通機関は使用しないよう、お願いいたします。
- ・ 検査証明書を提出できない場合は、入国後、検疫所が確保する宿泊施設において待機していただきます。入国後3日目（入国日は含まれません）に再度検査を受けていただき、陰性と判定された場合には、宿泊施設を退所していただきます。宿泊施設退所後も、入国後14日間は自宅等で待機していただきます。また、入国後14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不使用、LINEアプリ等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存、接触確認アプリの利用等について誓約書を提出してください。

③ **誓約書の提出**

- ・ 入国後14日間の自宅等での待機、公共交通機関の不使用、LINEアプリ等での健康フォローアップ、地図アプリ機能等による位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずること、接触確認アプリの利用等について誓約書を提出してください。
- ・ 誓約に違反した場合は、氏名（外国人の場合は氏名及び国籍）や感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となる場合があります。

④ **対象者**

- ・ 国籍・滞在した国や地域・滞在期間に関係なく、海外から日本に帰国/入国される全ての方が対象となります。